

建設業者の社会保険加入の確認・指導が始まります

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。
 表題の通り、建設業の社会保険未加入問題に関する様々な対策が、国土交通省をはじめとする関係機関によって実施されています。その一環として平成24年11月1日から、以下の通り建設業者の社会保険加入の有無について、行政窓口での確認・指導が行われます。

① 社会保険未加入企業に対する経営事項審査の減点措置の厳格化（平成24年7月から実施済）

- 公共機関の入札に参加するために必要な、経営事項審査の「社会性等(労働福祉の状況)」に係る評価の項目及び基準が変更されています。
 - (1) 評価項目のうち、従来「健康保険及び厚生年金保険」であったものが、「健康保険」と「厚生年金保険」に分離され、各項目ごとに審査される事となっています。
 - (2) 「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金保険」の各項目について、加入義務のある建設業者が未加入の場合、それぞれ40点の減点(3保険全てに未加入の場合は120点の減点)となっています。

② 建設業の許可新規、更新等の申請時における加入確認（平成24年11月から開始）

- 建設業許可の新規申請・更新申請等の手続きの際に、社会保険等の加入状況の確認、指導等を行うため、加入状況等を記載した書面の提出が求められます。

※具体的には、申請書の様式の追加、及び確認資料の申請窓口での提出が求められます。行政庁の通達によると、許可申請等に係る窓口での取扱いは、以下のような書類の提出を求められるようになります。

- 社会保険の加入の確認書類について：下記のア、イ、ウのいずれか1点(写し可)
 - ア. 許可申請時直前の保険料納付に係る「領収証書」
 - イ. 許可申請時直前の保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」
 - ウ. 許可申請時直近の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」
- 雇用保険の加入の確認書類について：下記のア及びイ、又はウのいずれか1点(写し可)
 - ア. 許可申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」
 - イ. アにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」 ※ア、イはセット
 - ウ. 「雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)」

③ 施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります（平成24年11月から開始）

- 特定の建設業者が整備しなければならない工事の施工体制台帳に、社会保険等の加入状況の記載事項が追加されます。また、下請企業は、特定建設業者に通知しなければならない事項として、再下請企業の保険加入状況が追加されます。

社会保険等の加入義務がある建設業者については、今後許可を取得する際、または既に許可をもっている場合に更新手続きをする際、社会保険等の加入の有無に対して行政窓口でチェックが厳しくなります。労務協会会員事業所はもとより、お知り合いの建設業者で社会保険等の加入でお困りの事業所がございましたら、労務協会までいつでもお気軽にご相談下さい。

御社の業務PR・販路拡大・仕事のネットワーク作りにご活用ください

「労務協会通信」と一緒に会員(現在約260社)へ向けて御社のPR文章をFAX致します。
 また、御社からDM等を郵送・FAXする際にご利用いただける組合員名簿の提供を行っています。

お問い合わせ
 お申し込みは
 労務協会担当者まで!